

定期積金規定

令和 2年 4月 1日現在
米 子 信 用 金 庫

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」といいます。)は証書記載の払込日に掛金を払い込みください。払込みのときは必ず証書をお差し出してください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は証書の当該払込み記載を取り消したうえ、当店で返却します。

4. (給付金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消しします。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

6. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫が止むを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③上記①、②の計算に適用する利率はつぎのとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。

解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。

約定利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率とします。）

④この計算の単位は1円とします。

7.（先払割引金の計算等）

（1）この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。この場合、先払日数5日以上のものに限ります。

（2）先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8.（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9.（取引の制限等）

（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10.（解約等）

（1）この積金を解約する場合には、証書の受取欄に届け出の印章により記名押印して、当店に提出してください。

（2）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届け出

のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

1 1. (通知等)

届け出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 2. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1) この積金の取引において、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所そ

の他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
この届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

1 4. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 5. (印鑑照合等)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、この積金の取引において、預金者は、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しまたは支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

1 6. (盗難通帳、証書による払戻し・支払い等)

- (1) 個人のこの預金の取引において、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは支払い（以下、本条において「当該払戻し・支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻し・支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻し・支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができない止むを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が

継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しまたは支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻し・支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳、証書が盗取された日（通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しまたは支払いが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻し・支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻し・支払いが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対するせつめいにおいて、重要な事項について誤りの説明を行ったこと

②通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しまたは支払いを行っている場合には、この払戻しまたは支払いを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しまたは支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において当該預金にかかる払戻請求権または支払請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、証書により不正な払戻しまたは支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この積金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫が止むを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上